

令和3年度

「大規模の建設事業」の評価に関する意見

令和3年12月24日

建設事業外部評価委員会

令和3年12月24日

神戸市長 久元喜造様

建設事業外部評価委員会
会長 福島 徹

「大規模の建設事業」の評価に関する意見の提出について

本委員会は、市長からの審議依頼に基づき、市が実施する「大規模の建設事業」に関する評価内容とそれに基づく対応方針（案）について、再評価では事業の必要性、進捗の見込み、事後評価では事業の進捗状況、事業効果の発現状況、その他必要な観点から調査審議を行い、市長に意見を具申します。

令和3年度の本委員会は、再評価1件、事後評価4件の合計5件について、市が行った評価内容（行政評価に係る資料）と対応方針（案）の説明を受け、それらの妥当性に関して慎重に審議を行いました。

審議の結果、本委員会の意見を次のとおりまとめましたので、提出致します。

記

1 審議対象事業の内容と意見

今回の審議対象となった事業について、いずれの事業も市民の安全・安心で快適な生活を確保し、地域振興を図るうえで必要な事業であり、市が行った評価内容と対応方針（案）は適切と認められるため、市の評価は「妥当」であると判断した。

今後も神戸市の基本計画等における各事業の位置づけや意義を的確に捉え、事業の円滑な推進と事業効果の更なる発現に努めるとともに、計画作成時の成果目標には適切で市民に分かりやすい指標を用いるなど、表現を工夫して事業内容の周知に努められたい。

(1) 神戸市公共下水道事業～ひと・都市・地球環境を守り育てる下水道をめざして～

本事業は、安全・安心・快適な市民生活と健全な都市活動を支え、良好な水環境を形成するとともに、循環型社会・地球環境保全を進め、魅力ある神戸のまちの創造を目指すものである。

ポートアイランドでの再生水供給区域の整備と、玉津処理場での消化ガス有効活用施設の整備等が平成 31 年度に完了したことに伴い事後評価を行ったものである。

本事業の効果としては、トイレや散水等に再生水を利用することで、貴重な水資源を確保し循環型社会の形成に寄与した。また、消化ガスの有効利用率を増加させることでバイオガス発電等の創エネを推進し、処理場内の電力使用量等の低減を図った。

計画の成果目標として計画時に掲げていた①「再生水供給区域の増加」は目標値 13ha の増加に対して、最終実績 13ha の増加、②「消化ガスの有効利用率の増加」は神戸市全体で目標値 85% の有効利用率に対して、最終実績 86% の有効利用率となり目標を達成した。

定性的な効果として、再生水を修景用水としても利用し、景観の向上に寄与した。また、消化ガスの有効利用を進めたことで、CO₂ 排出量が削減され、地球温暖化対策に寄与した。

本事業の実施により、資源・エネルギーの有効活用を図り、CO₂ 削減の取組にも寄与され、成果目標を達成し事業の効果も確認されることから、評価は「妥当」である。

今後も、再生水や消化ガスの有効利用を一層進め、貴重な水資源の確保、バ

イオガス発電等の創エネに取り組むとともに CO2 排出量を削減し、循環型社会の実現に貢献されたい。

なお、再生水供給事業について、計画策定時の成果目標はアウトカム指標となっておらず、事業効果を十分評価できる成果目標とは言い難い。

今後は事業の全体計画を明確にし、成果目標を適切に設定して事業に取り組まされたい。

- (2) 神戸市公共下水道事業～安全・安心のまちづくり～（防災・安全）
- (3) 神戸市公共下水道事業～浸水に強い安全なまちづくり～（防災・安全）（重点計画）

本事業は、安全・安心・快適な市民生活と健全な都市活動を支え、震災などの非常時にも良好な水環境を保持するための防災・安全対策を実施し、魅力ある神戸のまちの創造を目指すものである。なお、防災・安全対策のうち雨水対策を重点計画として位置付けている。

管渠の改築更新、雨水整備重点地区の対策、処理場の地震対策等を行い、事業完了年度である平成 31 年度が経過したことに伴い事後評価を行ったものである。

本事業の効果として、管渠の改築更新では、改築更新基本計画に基づきライフサイクルコストの低減を図りつつ、管渠の改築更新を 189 km 実施した。雨水整備では、未完了の雨水整備重点地区 3 地区を対象にポンプ場に流入する雨水管渠の整備を進め、和田岬地区が完了した。地震対策では、玉津処理場の耐震化を進め、想定最大規模の地震（1995 年兵庫県南部地震）発生時でも機能停止するリスクを低減した。

計画の成果目標として計画時に掲げていた①管渠の改築更新実施延長は目標値 50 km に対して、交付金対象外の周辺路線にも市の事業費を投入した結果最終実績 189 km の実施、②雨水整備重点地区の対策完了地区の増加は、目標値 5 地区（整備前 2 地区）に対して、最終実績 3 地区、③処理場の地震対策の実施は目標値 2 処理場（整備前 1 処理場）に対して、最終実績 2 処理場となった。雨水管渠の整備にあたり地元・各管理者・所管警察等との協議・調整、および旧護岸の撤去等に時間を要したため、雨水整備重点地区の対策は目標値に届かなかったものの、三宮南地区の国道 2 号では、平成 16 年の台風時に道路冠水の被害が生じたが、本事業の実施により平成 30 年の台風 21 号では冠水被害を防ぐことができ一定の効果を発現した。なお、整備が完了しなかった 2 地区は令和 3 年度完了を厳守されたい。

定性的な効果として、管渠の改築更新を管更生工事等で実施することで、管渠の耐震化を図ることができた。また、改築更新基本計画に基づき、管渠の工事を行うことで、事業費の平準化を図っている。

本事業の実施により、管渠の改築更新、施設の耐震化、浸水対策事業が進み、事業効果も確認されることから、評価は「妥当」である。

今後も、ライフサイクルコストの低減を図りながら管渠や処理場・ポンプ場の改築更新や耐震化を進め、下水道施設の保全や防災・安全対策に努められたい。また、早期に雨水対策を実施し、洪水等による浸水被害の軽減に努められたい。

(4) 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）

本事業は、阪神電鉄本線の住吉駅東方～芦屋市境の約 3.9 km において鉄道を高架化することにより、11 箇所の踏切を除却し、都市内交通の円滑化を図るとともに、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図るものである。

平成 3 年度に事業着手し、令和元年 11 月には高架切替が完了しており、現在は関連道路の整備工事が進められている。

平成 28 年に「無電柱化の促進に関する法律」が施行され、関連道路整備に合わせて新たに無電柱化（電線共同溝整備）が必要となった。そのため、全体事業費は 21 億円の増額、事業期間は 3 年の延伸が必要となった。事業期間内で新たに法律が施行されたことで、本事業に対して事業評価の必要性があると実施機関が判断し、再評価を行ったものである。

本事業の効果として、無電柱化（電線共同溝整備）を実施することで全体事業費が増額し、事業期間が延伸したとしても、費用便益比は基準値を満足しており、事業の投資効果は確認できた。

また、無電柱化（電線共同溝整備）を行うことによる定性的な効果として、①安全で快適な通行空間の確保、②都市景観の向上、③都市災害の防止、④通信ネットワークの信頼性向上が期待される。鉄道の高架化が完了し、今後、無電柱化（電線共同溝整備）を含めた関連道路を整備する事により、交通が円滑化されるなど必要性は引き続き高く、事業効果も期待できることから、評価は「妥当」である。

なお、本事業の完成により都市内交通の円滑化や、分断された市街地の一体化による都市の活性化など、大きな効果が期待されるため、早期の事業の完成に努められたい。

(5) 浜山地区密集市街地総合防災事業

本事業は、「神戸市総合基本計画」の都市空間づくりに関する部門別計画である「密集市街地再生方針」に基づき「浜山地区密集市街地防災計画」を策定し、浜山地区において、インナーシティの住環境整備と多様な世代が暮らせるコンパクトタウンの実現、生活道路、身近な公園等の都市・生活基盤の整備、老朽木造住宅の更新と土地利用の高度化促進を目指すものである。

当該地区は、土地区画整理事業と密集市街地総合防災事業の双方が補完し合う「合併施行」で事業が進められ、令和元年度に事業が終了したことに伴い、事後評価を行ったものである。

事業地区内においては、土地区画整理事業で幹線道路や公園の整備が進められるとともに、密集市街地総合防災事業で区画道路の整備をはじめ、コミュニティ住宅の建設や共同建替住宅の建設支援などによる良好な住宅の供給が進められた。

計画の成果目標として、計画時に掲げていた①「木造・防火木造建蔽率の軽減」は目標値 20%以下に対して、最終実績 20.5%、②「木造・防火木造不燃領域率」は目標値 70%以上に対して、最終実績 79%となり、概ね目標を達成した。一方で高齢者が多く地域情勢などの影響によって、③「共同建替住宅の供給」は目標値 598 戸に対して最終実績 565 戸、④「狭小宅地の解消」は当初状況 78%を 0%にする目標に対して 22%までの減少にとどまっており、目標値には届かなかった。

ただし、整備を実施したことで、当該地区では高齢化率の増加抑制や、減少を続ける子どもの割合が増加に転じるなどの成果が見られる。

また、本事業では、地域集会所を 5 か所、まちかど広場を 8 か所、防火水槽を 4 か所整備し、地域コミュニティの醸成や、住民の防災・美化意識の向上に寄与した。その結果、地域主体の催し・防災、美化などのさまざまな取り組みが始まった。

本事業の実施により、子どもや高齢者など誰もが安全・安心で快適に暮らせる住みよいまちとして整備され、事業効果も確認されることから、評価は「妥当」である。

今後は、地区内にある市有地の早期売却に努めるとともに、本事業を契機に始まった、地域コミュニティの醸成や住民の防災・美化意識の向上等の「地域主体の取り組み」に対し、引き続き連携しながら地域の取り組みを支援して頂きたい。

以上

令和3年度 審議対象事業一覧表

番号	事業名	事業採択年度	事業着工年度	事業完了(予定)年度	前回再評価実施年度	行政評価区分		所管課	所管省庁名
						条例区分	再評価区分(国)		
1	神戸市公共下水道事業 ～ひと・都市・地球環境を守り育てる 下水道をめざして～	H27	H27	H31 (繰越によりR2)	—	④	—	建設局 下水道部計画課	国土交通省
2	神戸市公共下水道事業 ～安全・安心のまちづくり～(防災・安全)	H27	H27	H31 (繰越によりR2)	—	④	—	建設局 下水道部計画課	国土交通省
3	神戸市公共下水道事業 ～浸水に強い安全なまちづくり～(防災・安全)(重点計画)	H30	H30	H31 (繰越によりR2)	—	④	—	建設局 下水道部計画課	国土交通省
4	阪神電鉄本線連続立体交差事業 (住吉駅東方～芦屋市境)	S58	H3	R7	H30	④	④	都市局工務課	国土交通省
5	浜山地区 密集市街地総合防災事業	H27	H27	H31	—	④	—	都市局業務課	国土交通省

※条例区分とは、神戸市行政評価条例施行規則において定める、

- ①：国庫補助事業のうち、実施を決定した後実施機関が定める期間未着手であるもの及び実施機関が定める期間継続中であるもの
- ②：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後5年間未着手であるもの
- ③：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後10年間継続中であるもの
- ④：社会経済情勢の変化等により実施機関が必要があると認める建設事業

※再評価区分(国)とは、国庫補助事業において、

- ①：事業採択後一定期間(5年)が経過した時点で未着工の事業
- ②：事業採択後一定期間(5、10年間)が経過した時点で継続中の事業
- ③：再評価実施後一定期間(5、10年間)が経過している事業
- ④：その他、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

参 考 资 料

建設事業外部評価委員会 委員名簿(令和3年度)

(五十音順、敬称略)

いのうえ さだこ 井上 定子 (再任)	兵庫県立大学大学院 社会科学研究科 教授 (財務会計、国際会計)
おおいし さとる 大石 哲 (再任)	神戸大学大学院 都市安全研究センター 教授 (水文気象学、災害時の水資源、リスクコミュニケーション)
おおた なおたか 太田 尚孝 (再任)	兵庫県立大学 環境人間学部 准教授 (都市計画、まちづくり)
ばんば みちこ 馬場 美智子 (新任)	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授 (都市地域マネジメント、減災まちづくり)
(会長) ふくしま とおる 福島 徹 (再任)	摂南大学 理工学部 教授 (都市計画、地域計画、まちづくり)

令和3年度 審議経過

区分	開催年月日	審議内容
第1回	令和3年8月30日	<ul style="list-style-type: none">・会長の選出、会長代理の指名・審議<ol style="list-style-type: none">(1) 神戸市公共下水道事業～ひと・都市・地球環境を守り育てる下水道をめざして～(2) 神戸市公共下水道事業～安全・安心のまちづくり～（防災・安全）(3) 神戸市公共下水道事業～浸水に強い安全なまちづくり～（防災・安全）（重点計画）(4) 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）(5) 浜山地区密集市街地総合防災事業
第2回	令和3年11月12日	<ul style="list-style-type: none">・第1回委員会の資料の修正に関する報告・意見とりまとめ